親族			

（記載要領）

1　「役員」の欄には、他の中小企業者の役員全員の氏名と役職を記載し、それぞれ後継者候補とすることが困難な理由を記載してください。

2　「親族」の欄には、他の中小企業者（法人の場合はその代表者をいう。以下同じ）の三親等以内の親族の氏名及び他の中小企業者との続柄を記載し、それぞれ後継者候補とすることが困難な理由を記載してください。

（別紙２）

他の中小企業者の経営の承継を行うため、
当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること
（経営承継要件）

1　経営の承継を行うために取得する資産

株式等・事業用資産等

2　１で選択した資産を承継することが、他の中小企業者の経営の承継を行うために不可欠である理由

3　１で選択した資産を承継することが確実であると見込まれる理由

（留意事項）

本認定とは別に、金融機関による金融上の審査がある。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。